

暴力団排除条例（骨子案）に係る市民意見と市の考え方について

- 意見募集期間 平成24年6月25日（月）～平成24年7月24日（火）
- 意見を寄せられた人数 3人
- 意見の件数 6件
- 意見の内容と市の考え方 以下のとおり

（取扱区分）

実施にあたり考慮・・・意見内容を考慮するもの	0件
説明・・・骨子案の趣旨を説明し理解を得るもの	5件
回答・・・意見に対しての答え	1件

	ご意見の内容	取扱区分	市の考え方・回答
1	「基本理念」について、暴力団がはびこる「土壌」をなくしていくため、福祉や医療、教育、子育てなど健康で文化的な生活を営める施策の前進、充実を謳うべき。	説明	暴力団がはびこる「土壌」をなくすことは重要ですが、まずは社会全体として暴力団の非社会性を認識し、暴力団排除活動を一丸となって推進していくために、本条例が必要と考えます。 暴力団を恐れない、暴力団に対して利益の供与をしない、暴力団を利用しない、という暴力団排除・暴力団追放におけるいわゆる「三不運動」により、芦屋市から暴力団の排除を推進するうえで市、市民等、兵庫県及び関係機関等との連携が欠かせないため基本理念に明記しています。
2	「市民及び事業者の役割」について、「啓発に協力するよう努める」「当該情報を提供するよう努める」など、市民に努力義務を課するのは不当	説明	この条例では、市民、事業者及び行政が一体となって、地域社会から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活の向上などを目的としています。 市民のみなさまにも、暴力団の排除に関する啓発への協力や暴力団の排除に資すると認められる情報の提供をお願いするものです。
3	「定義」について、暴力団密接関係者（2-3-ウ）の「社会的に非難される」とは恣意的に解釈されるおそれがあり、誰が認定するのかも問題	回答	暴力団密接関係者であるか否かは、市へ業者登録する際の情報等や兵庫県、関係機関等からの情報をもとに、市で判断します。

4	「定義」について、(4) 関係機関等が具体的に明記されていない。	説明	関係機関等については、現在のところ暴力団対策法第 32 条の 3 に規定する公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターを指しています。
5	市民は誰が暴力団かわからないので、通報するのが難しい。市民の役割も抽象的で、本当に守ってくれるのか不安です。暴力団は、警察が責任を持って取り締まるべきです。	説明	暴力団に対しては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除条例（兵庫県条例）により警察が取り締まります。また、本市から暴力団の排除をよりいっそう推進するため、市民のみなさまからも、暴力団の排除に資すると思われる情報を入手されたときは市又は関係機関等に対し情報の提供をお願いします。
6	「市民及び事業者の役割」で「啓発に協力」ならびに「当該情報を提供」『するように努めるものとする』と、市民の努力義務が規定されている一方で、市の責務が一般的なことにとどまっています。よって、行政としての責任をより具体的に明確にするとともに「5 市民及び事業者の役割」とそれを前提とした「6 市民及び事業者に対する支援等」の削除を求めます。	説明	この条例では、市民、事業者及び行政が一体となって、地域社会から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活の向上などを目的としています。従いまして、市としての責務を定めるとともに、市民のみなさまには、暴力団の排除に関する啓発への協力や暴力団の排除に資すると認められる情報の提供をお願いします。